

# 福山市男女共同参画センター団体登録基準

## 1 趣旨

男女共同参画に関する活動を行っている団体およびグループが、より効果的にセンターを利用し、また団体相互の連携を促進するため、団体登録制度を設ける。

## 2 団体登録基準

- (1) 活動目的が男女共同参画社会の実現に資するものであること。
- (2) 福山市民が主体となっているグループであること。
- (3) 定期的に継続する活動を行なっていること。
- (4) 規約・会則，責任者が決まっていて組織体制が明確であること。
- (5) 営利活動，特定の宗教を布教する活動でないこと。
- (6) 特定の政党・政策を支援する活動を目的としないこと。

## 3 登録の申請および更新にともなう書類

- (1) 団体登録（変更）申請書（様式1）
- (2) 会則の写し
- (3) 会員名簿（様式2）

## 4 登録団体の特典

- (1) 男女共同参画の推進に資する内容で利用する場合，会議室・研修室の利用料を減額することができる。
- (2) (1) により利用料が減免された場合は，主催者に限り，利用時間の駐車料金を無料にすることができる。  
(リムふくやま第2・第3駐車場のみ)
- (3) 作業室・印刷機等を使用することができる。
- (4) チラシや情報誌をパンフレットスタンドへ設置することができる。
- (5) 月間・週間行事において掲示板を活用することができる。

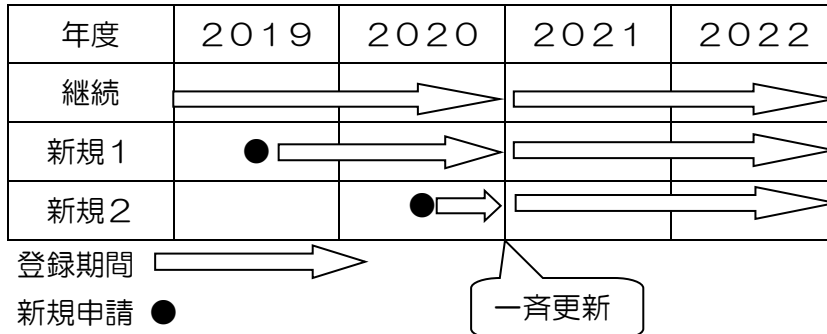
## 5 登録の決定

登録の決定は，申請に基づいて審査を行い，登録を承認した団体・グループには「福山市男女共同参画センター団体登録承認通知書」を交付する。

## 6 登録の有効期限

登録期間は最長2年とし、登録日から1年経過した後の最初の3月31日とする。  
ただし、登録期間が1年に満たない団体は、登録日から最初の3月31日とする。  
また、更新手続きは、期間満了日の1ヶ月前より申請を受付けることができる。

【参考】



## 7 登録団体の内容変更

団体及びグループに変更事由が生じた際には、変更届（様式1）を提出しなければならない。

## 8 登録団体の責務

(1) 男女共同参画センターが実施する講演会や講座、福山市男女共同参画フォーラム等への年1回以上の参加。

## 9 適用期日

2004年（平成16年）4月1日から適用するものとする。  
2015年（平成27年）4月1日から適用するものとする。  
2017年（平成29年）3月6日から適用するものとする。